

「多摩川の景観形成の考え方」について

Landscaping concepts for the Tama River

企画部 参事 塚野 葉子
企画部 部長 丸岡 昇
(株)日本都市総合研究所 茂手木 功
(株)日本都市総合研究所 三牧 浩也

多摩川では、多摩川水系河川整備計画のフォローアップの中で、多摩川の景観部分について充実を図るため、平成16年度から2ヵ年の計画で検討を進めてきた（多摩川景観計画検討会）。本報告は、検討の取りまとめとして作成した「多摩川の景観形成の考え方」について報告するものである。

「多摩川の景観形成の考え方」は、多摩川において良好な景観を形成するためには、河川管理者、沿川自治体、占有者と連携・協働して取り組むことが不可欠であり、そのためには、多摩川の関係者が多摩川の景観形成のあり方・目指す方向について共通認識を持つことが必要であるとの観点に立ち、その第一歩として作成したものである。具体的には、多摩川の景観形成における基本方針や景観形成の基礎となるゾーンの作成、ゾーンごとの景観形成のテーマの設定などを行った。

なお、本報告は、京浜河川事務所、多摩川景観計画検討会のご指導のもと、検討した内容をまとめたものであり、リバーフロント整備センター内で作成した試案を含む報告である。

キーワード：多摩川、景観形成、景観特性、河川整備計画、ゾーニング、シミュレーション

A two-year landscape enhancement study for the Tama River (Tama River Landscape Plan Committee) has been continued since fiscal 2004 as a follow-up study for the Tama River Improvement Plan. This paper reports on the Landscaping Concept for the Tama River (hereafter referred to as the "Concept"), a document prepared as a result of the committee's deliberations.

The Concept is based on the idea that cooperation with the river administrator, local governments and river occupants is essential for creating a scenic landscape of the Tama River, and to do so, it is necessary for the stakeholders to have a common understanding of the landscaping requirements and goals for the Tama River. The Concept was prepared as the first step to do so.

The Concept consists of four parts: (1) five basic policies common to all sections of the Tama River, (2) eight zones (river sections) and the direction of landscaping for each "section," (3) landscape elements to be considered and coordinated in landscape planning, examples of problems to be solved and simulation results, and (4) an institutional framework for the implementation of landscaping measures.

This paper is an interim report including tentative conclusions concerning the matters mentioned above. The Keihin River Office and the Tama River Landscape Plan Committee will continue the ongoing discussions and studies.

Key words : Tama River, landscaping, landscape characteristics, river improvement plan, zoning, simulation

1. はじめに

平成15年の「美しい国づくり政策大綱」の策定もあり、各種河川整備事業を行う際に、景観への配慮は不可欠である。そこで、河川景観に対する河川管理者の視点からの考え方について平成16、17年の2年で検討し、多摩川水系河川整備計画のフォローアップの中で景観部分の充実を図ることとなった。

本報告は、検討の中間段階として昨年度報告した内容に引き続き、京浜河川事務所、多摩川景観計画検討会のご指導のもとに行った検討をとりまとめた結果について報告するものである。

2. 目的

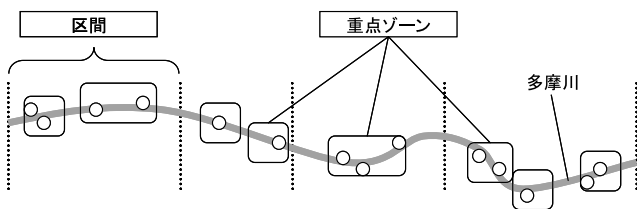
流域全体を見通した景観形成を念頭に置き、多摩川の京浜河川事務所の直轄管理区間64.3kmの景観形成・保全に資することを目的とする。

3. 現状の整理

3-1 多摩川の景観特性の整理

昨年度、多摩川の景観特性などについて、景観形成においてそれぞれ異なる目的を持たせた2種類のゾーンを作成して整理した。一方は多摩川を流軸方向の地域の特徴を基準に統一感を持ち、全川を覆うように作成したゾーン（本研究では「区間」と呼ぶ）、もう一方は具体的な施策を実施するための場所を絞り込んだゾーン（本研究では「重点ゾーン」と呼ぶ）である。両者の目的はそれぞれ以下のとおりである。（図-1）

- 区間 その地域を印象付ける特徴を持ちながら、統一感もある流軸方向の一連区間である。長期的視点に立った景観形成を行うための基本単位である。
- 重点ゾーン 景観形成施策を重点的、早期的に実施する区域である。景観形成においては短期的、先進的な意味を持った区域で、属する区間のシンボリックな箇所、具体的な事業計画のある箇所などが該当する。



○：八景50景、歴史的資源、基本的課題の存在、プロジェクト地区など

図-1 区間と重点ゾーンのイメージ

3-2 多摩川の景観形成に関する課題

多摩川においても、多摩川を拠点に活動する多くの人々、沿川の住民などから、景観に関心が寄せられている。多摩川の直轄管理区域は河口から東京都青梅市万年橋までの64.8km（全長138km）である。多摩川のこの区間は大部分が東京都と神奈川県の間を流れている。全川の流域市町村は30自治体に上り、直轄管理区間の大部分では両岸を構成する自治体が異なっている。平成17年には景観法が全面施行され、主に自治体が景観形成に取り組むための法的根拠が整備されたが、自治体ごとの取り組みではなく、多摩川全体を見通した景観形成が望まれているところである。

また、東京都と神奈川県の境を流れる都市河川である多摩川においては、都市における自然空間としての河川環境の保全という課題とともに、都市河川故に非常に重要な景観要素とならざるを得ない沿川の状況、河川敷の占用状況などを始め、景観に関する課題も多い。

- ・ 沿川のマンション（リバーサイドマンション）
- ・ 再開発により工場等が高層ビルに立替
- ・ 高規格堤防整備と高層マンション
- ・ 河川敷利用（グラウンド等の整備および付随する施設）
- ・ 交通量の多い沿川道路
- ・ 全国有数の利用者数（利用者のマナー）
- ・ 自然環境の保全と外来種の問題

このような状況下にあっては、多摩川の景観形成には、河川管理者のみならず、占用者、沿川自治体の役割は大きく、さらには民間事業者の理解と協力も欠かせないものとなる。多摩川の良好な景観を形成するためには、河川管理者は占用者、沿川自治体と連携・協働して取り組み、推進していくことが望ましい。（図-2）



図-2 多摩川の景観形成イメージ

しかしながら、三者の立場はそれぞれに異なり、最初から厳密な基準等について合意し、厳格な体制で規制していくことは容易ではないと考えられる。まずは、多摩川の景観形成の方向性について、関係者

が共通認識を持ち、同じ方向を向いて、それぞれの立場で景観形成に取り組めるように状況を整えていくことが必要であると考えます。

3-3 多摩川の景観形成に向けて

上記のような考えに立ち、関係者が多摩川の景観についての見解を共有して多摩川の景観形成に当ることができるよう、昨年度作成したゾーンを基準にして、多摩川及び沿川市街地における景観の望ましいあり方、またその実現に向けた基本的な考え方について取りまとめた「多摩川の景観形成の考え方」（以下「考え方」と呼ぶ）を作成することとした。

4. 「多摩川の景観形成の考え方」について

4-1 目的

「考え方」は河川管理者、流域自治体、占有者が、多摩川の景観形成について共通の認識を持つことの重要性に鑑み、関係者が多摩川の景観形成の方向性に関して目標とするイメージを共有し、以後、三者がそれぞれの立場でこの「考え方」を運用することすることを目的とする。（図-3）

○河川管理者

- ・河川管理施設の設計・維持・管理において「考え方」を反映する
- ・河川管理行為、占有者への指導において「考え方」を反映する

○流域自治体

- ・景観関連の条例や景観計画等を策定する際に、「考え方」を尊重する
- ・建築物等の規制・誘導において「考え方」を尊重する

○占有者

- ・占有物件の設計・維持・管理において、「考え方」を尊重する

なお、本報告で言う「考え方」は、多摩川景観計画検討会案であり、今後、流域協議会において流域自治体の意見を聴取、反映し、流域セミナーを通して市民の意見を参考とした上で、流域委員会において審議され、最終的な「考え方」としてとりまとめられる予定である。

さらに、「考え方」の河川に関わる部分は、多摩川水系河川整備計画のフォローアップの中で計画に反映し、整備計画の景観部分の充実を図ることとする。

4-2 取りまとめ方針（構成）

「考え方」を取りまとめるにあたっては、多摩川の特徴や性格、さらには前項に示した今後の取り扱いの考え方（利用イメージ）を踏まえ、以下を基本的な方針に置く。

(1) 景観形成の方向性のとりまとめ

まず、多摩川として、流域を見通した一貫性のある景観形成を志向する観点から、多摩川直轄区間に対して、共通となる景観形成の基本方針を作成することとした。

一方で、河川の地域性を活かすという観点から、河川の特徴等を踏まえ、流軸方向に区切ったゾーン（「区間」）を基本単位とし、「区間」ごとに、その特性、課題等を整理し、取り組みの方針を検討する。

「区間」の中には、昨年度整理した「重点ゾーン」のような特徴的な景観や眺望ポイントもあり、景観形成に取り組むにあたっては、こういったより具体性の高い箇所に対し、具体的に施策を進めていくことも重

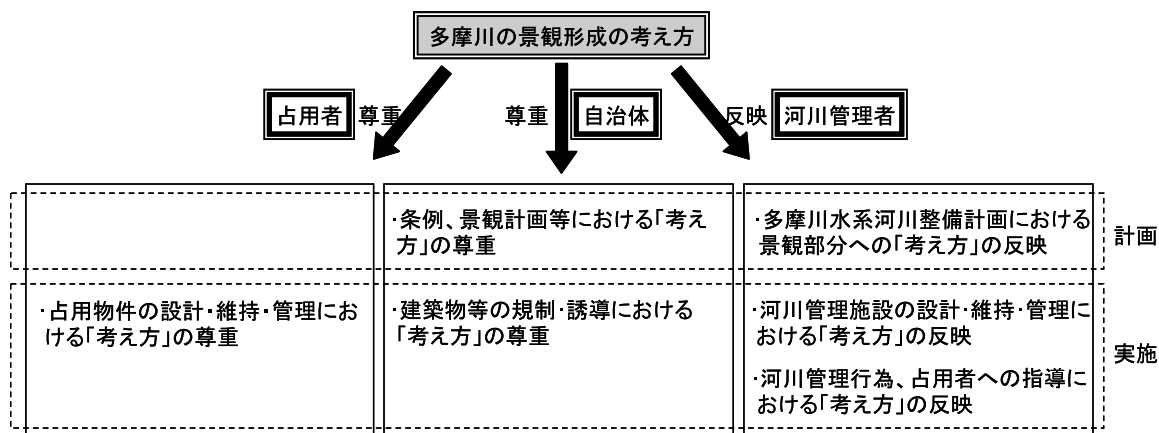


図-3 「多摩川の景観形成の考え方」の利用イメージ

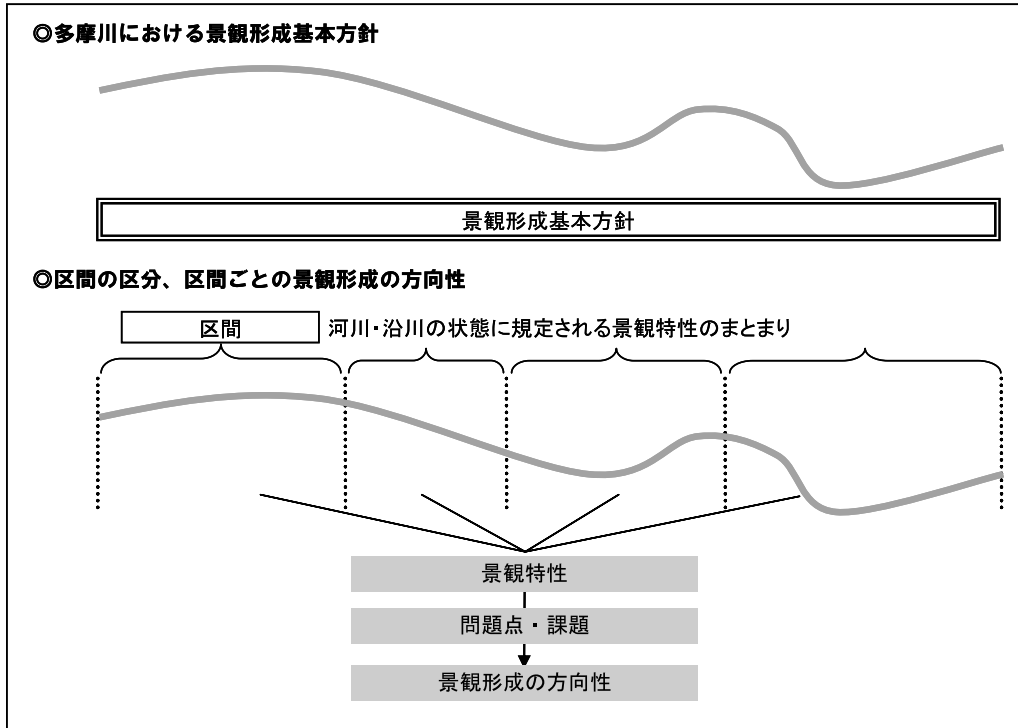


図-4 基本方針と「区間」

要である。しかしながら、この「考え方」は河川管者、沿川自治体、占有者が多摩川の景観に対する基本的な考え方について認識を共有するための第一歩であることを踏まえれば、まずは、「考え方」においては、多摩川直轄区間に共通する方針および「区間」を基本単位とする景観形成の方向性を整理することが必要である。具体的な施策については、今後、実際に何らかの整備が実施される際にこの「考え方」を参照しながら、その都度検討することを展望する。(図-4)

(2) 景観検討項目の整理

個別具体の課題に対する取り組み方策については、今後、実際に取り組む際に検討することとするが、「多摩川の景観形成の考え方」として、どのように景観に配慮～どのような場合に何を検討しどのように対応～することを志向しているのかを分かり易く示すため、景観検討の際に検討すべき項目を整理する。また、景観への配慮の効果に対する理解促進を図る目的も合わせ、具体的な課題を例示するとともに、課題への対応の参考として、3DVR（三次元バーチャルリアリティ）およびフォトモンタージュによるシミュレーションの結果を示す。

(3) 景観形成の施策展開に関する整理

多摩川の景観形成の方向性の考え方が関係者に共有された後は、具体的な整備においてその考え方が反映される必要がある。そのためには施策を展開してい

くことについても共通認識を持つておくことが望ましい。そこで、「多摩川の景観形成の考え方」を実効性のあるものとし、具体的な施策に反映していくために、今後どのような仕組みを用意しておく必要があるかなどについて整理する。

5. 「多摩川の景観形成の考え方」の作成

5-1 基本方針（案）

多摩川の景観形成においては、まず、多摩川の景観形成に対する理解と協力を求めるためにも、河川管理者の権限の及ぶ範囲内では、意欲的に河川の景観・環境の保全等に積極的に取り組むことが肝要である。一方、沿川市街地の状況については多摩川の景観を構成する大きな要素の一つではあるが、河川管理者の管理範囲外であり、沿川の自治体の協力が欠かせない。大規模な公共施設などは事業主体と連携し、高規格堤防上の高層マンションなどは沿川自治体に景観形成のための規制・誘導などへの取り組みを促すなど、関係者と連携・協働して取り組むことが重要である。

また、多摩川では、特に右岸側に交通量の多い沿川道路が走り、地域と多摩川の河川空間が分断されている範囲がある。また、最近のマンションでは安全面の配慮から、マンションの住民以外はマンションを迂回しなければ川に近づけないという状況も生じている。より多くの人々に多摩川の景観や自然を楽しんでもら

うためにも、生活の場と河川空間をつなぐアクセスパスの整備が欠かせない。人々の活動景は河川景観を構成する要素の一つである。河川空間としての魅力を多面的に創造し、利用者により一層憩いや癒し、楽しさなどを味わってもらえるよう整備を進めることにより、多摩川の価値が（再）認識され、さまざまな協力関係を築けるものと考えられる。

最後に、多摩川の景観形成を進めるには、河川管理者、沿川自治体、占有者、主たる河川利用者である地域住民、これらの関係者が連携・協働することが必要不可欠である。

以上のことを勘案し、以下の5点を基本方針（案）とした。

1. 河川内の景観、環境維持に必要な取り組みを進める。
2. 多摩川とともに景観を構成する沿川市街地においても景観誘導等への取り組みを促す。
3. 河川の景観や環境を享受できるよう、河川と沿川市街地の関係を高める工夫をする。
4. 河川景観を構成する多様な営みを受け止めるため、訪れ、活動する場としての環境を創る。
5. 河川管理者、沿川自治体、占有者が連携し、また住民の協力を得ながら取り組みを進めることにより、良好な景観の形成に取り組む。

5-2 「区間」

(1) ゾーニング

昨年度、既存計画等および河川の景観特性の整理を元で作成した「区間」を土台に、以下の考え方に基づ

いて8つの「区間」を設定した。なお、景観特性は徐々に変化するものであり、明確な境界が存在するわけではない。そのため、その区分点は概ねの目安であることに留意が必要である。（図-5）

- ・河口から上流部まで、多摩川の景観は様々な様相を見せる。河川並びに沿川の景観の状況を総合的に考慮し、基本的な景観的特徴が同質な区間に全川を区分する。
- ・「区間」は、多摩川の景観特性の把握・整理を行なうと同時に、景観形成において、大きな方向性を検討する単位となることを念頭において設定する。
- ・区間区分にあたっては、河川の景観特性として「河川断面形状」、「平面形状」、「河川敷の状態」を捉える。「河川敷の状態」については、既存計画との整合を考慮し、河川環境管理計画における計画区分に基づくこととする。
- ・沿川の景観特性として「斜面緑地の見え方」、「沿川市街地の状況」を考慮する。沿川市街地の状況は場所ごとに細かく変化するが、大きな変化や概ねの傾向について考慮することとする。

(2) 景観形成の方向性の取りまとめ

「考え方」の中では、「区間」ごとに適切と考えられる景観形成のテーマをいくつか絞って整理し、その取り組みの方向性をまとめた。各テーマは、その区間において何を守るべきか、何を修正すべきかを示すものである。整理に際しては、写真を多用し、視覚的にイメージを捉えられるよう工夫した。「区間」の内容は以下のとおりである。

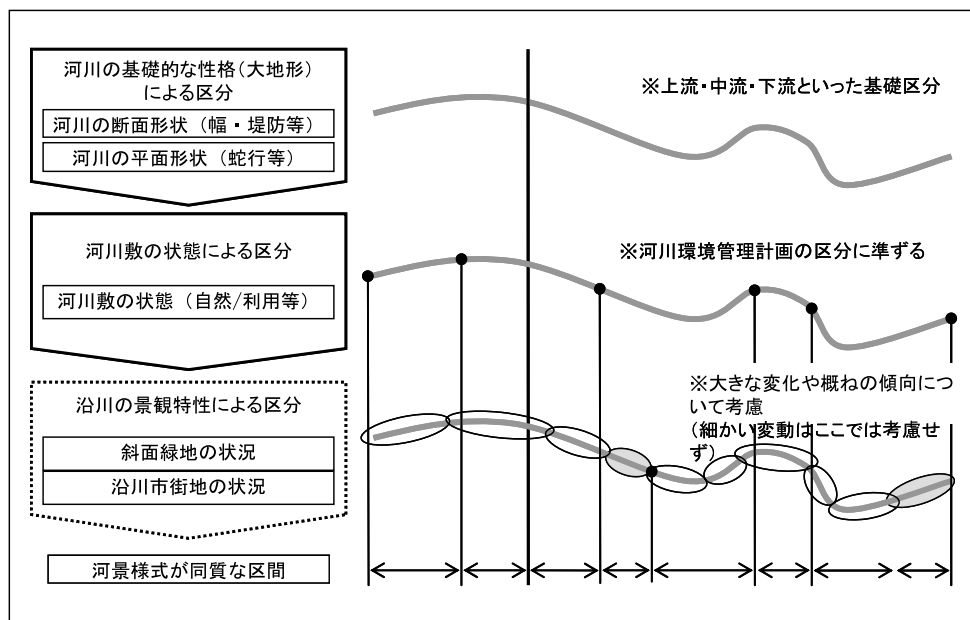


図-5 基本方針と「区間」

- ・ 範囲（全区間の区切りは橋としている。）
- ・ 景観特性(基本的な特性を河川空間、河川敷、沿川に分けて整理。その他特徴的な箇所を抽出。)(表-1)
- ・ 地図（河川敷、歴史的資源、斜面緑地など各種の景観要素をわかりやすくまとめる）
- ・ 景観形成のテーマと取り組みの方向性（河川敷と沿川に分けて整理）（一つの区間に対し2～6テーマ）(表-2)

表-1 範囲と景観特性の例

範囲		河口～六郷橋付近
景観特性	基本的な景観特性	<p>【河川空間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川幅が広く、海につながる広い水面を有する雄大な景観 ・ 大師橋より下流の左岸側には係留船舶が多く見られる。 <p>【河川敷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺にはヨシ原と干潟、野鳥などの貴重な生態系が存在する。 <p>【沿川地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河口部は埋立地であり、右岸側の大規模な工場群、左岸側河口部の羽田空港が景観を特徴付けている。
	その他、部分的に見られる特徴など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煉瓦造の旧堤、河港水門、六郷水門といった歴史的な土木遺産が残存する。 ・ 斜張橋の大師橋がシンボルとなっている。 ・ 大師橋より上流側には、グラウンド施設が存在し、堤防上の遊歩道を含め、人々の活動が見られる。 ・ 昔の海岸線付近には、下町的な低層住宅市街地が広がる。 ・ 六郷橋に近い左岸側の川沿いには中高層マンションが立地している。
重点ゾーン（案）		○河口部（大師橋より下流）○大師橋～六郷橋の右岸○六郷水門付近

表-2 区間における景観形成のテーマと取り組みの方向の例

テーマ①	工場群・空港等を背景に水面が広がる雄大な眺望景観の保全・育成	
取り組みの方向	<p>【河川敷】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 橋の架け替え等に際しては、不用意に見通しを阻害しないこと、周辺に馴染まない孤立したデザインとしないことを原則として、広がりある眺望の中での見え方について十分な検討を行う。 ・ 河川管理施設（水門・護岸等）の改修等に際しては、必要以上に目立たないように色彩や形状等を配慮する。 <p>【沿川地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場跡地等の大規模開発に際しては、対岸から見たときのスカイラインの連続性やシルエットの美しさに配慮するよう、建築物の高さや形態について規制・誘導を図る。 ・ 川沿いに建物が壁のように建ち並ぶことは、圧迫感につながるとともに、後背市街地から川への視界等を遮る原因ともなるため、こうした建物配置を避けるよう、規制・誘導を図る。 	
イメージ	 <p>海につながる広がりのある水面</p>	 <p>川の背景に工場群が連なる独特の景観 (工場群の土地利用転換に際しての景観誘導が課題)</p>

5-3 景観検討項目の整理

多摩川の現状の整理から景観形成の課題を洗い出し、景観検討の際に検討・調整を図る対象となる景観要素及び、具体的な検討・調整事項の例を整理した。これらは、施設などの本来の機能を失わない範囲で調整可能・可変な項目で、景観に対して影響を及ぼすものがあれば、景観への配慮のための変数として、計画・設計・管理などの各段階で、その値について検討してもらうことを目的としており、具体的な数値（の範囲）を設定するものではない。表-3に一部を示す。

表-3 検討・調整すべき景観要素と項目（一部抜粋）

	景観要素	検討・調整事項
河川管理施設	護岸・堤防	形態(水辺との関係等) / 素材、テクスチャー / 管理状態
	水門等の構造物	形態 / 色彩 / 素材、テクスチャー / 管理状態
占用物	施設の附属物(倉庫、トイレ、ベンチ等)	有無 / 配置 / 色彩、デザイン / 管理状態
	堰や橋梁	形態 / 色彩 / 管理状態
まち	大規模建築物、構造物(マンション、公共施設等)	高さ / 配棟 / 形態・意匠 / 色彩 / 緑化、植栽 / 川へのアクセス
	斜面緑地	保全の状況
	川とまちの関係	高低差(高規格堤防の有無) / アクセス(沿川道路の有無) / まち側オープンスペースの有無

また、特徴的な課題については、写真およびシミュレーション例を示した。

○河川管理施設（水門等）の色彩の検討（図-6）

明るいスカイブルーの水門が非常に目立っている。こうした大規模な施設については、その色彩についても景観的な側面から十分に検討を図る必要がある。



図-6 シミュレーション 水門の色彩

○川沿いに建つ公共施設の形態・色彩等の検討（図-7）

中上流部に立地する川沿いの大規模な公共施設はほとんどが白い色彩であり、緑の中で突出した印象を与える。公共施設に限らず、ただでさえ目立ってしまう大規模建築物については、最低限色彩については緑と調和したものとなるよう配慮を促すことが望ましい。

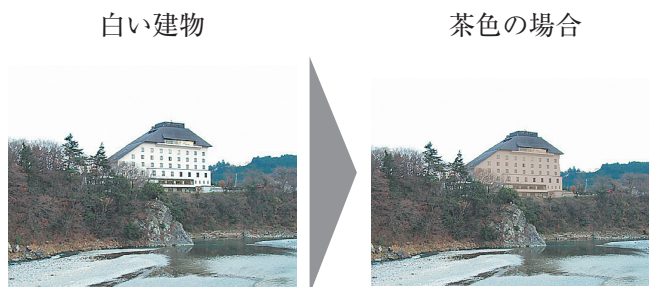


図-7 シミュレーション 建物の色彩

○大規模建築物の高さ・形態・色彩等の規制・誘導（図-8、図-9）

多摩川沿川では工場跡地等においてマンションを中心とする大規模開発が進展している。その多くは川を望む部屋を多く取るよう、川に対して壁のように建てられ、それ自身が景観阻害要因となっているような例も見られる。規模を抑えることは難しいものの、同じ規模でも高さや建物形状、配棟の工夫によって、存在感、圧迫感を抑えるよう誘導を図ることが望ましい。

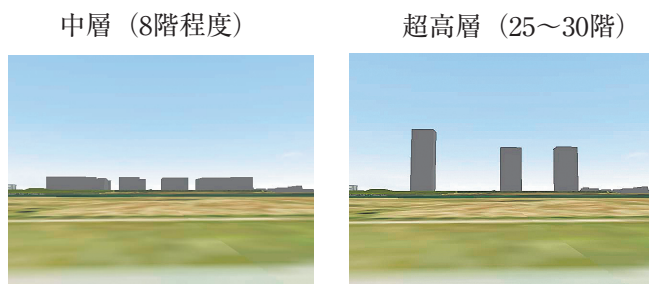


図-8 シミュレーション 建物の高さ

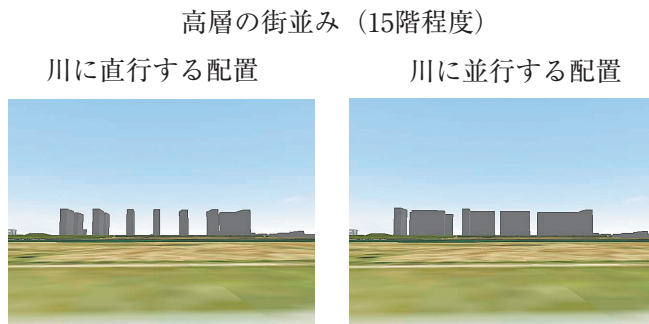


図-9 シミュレーション 建物の配置

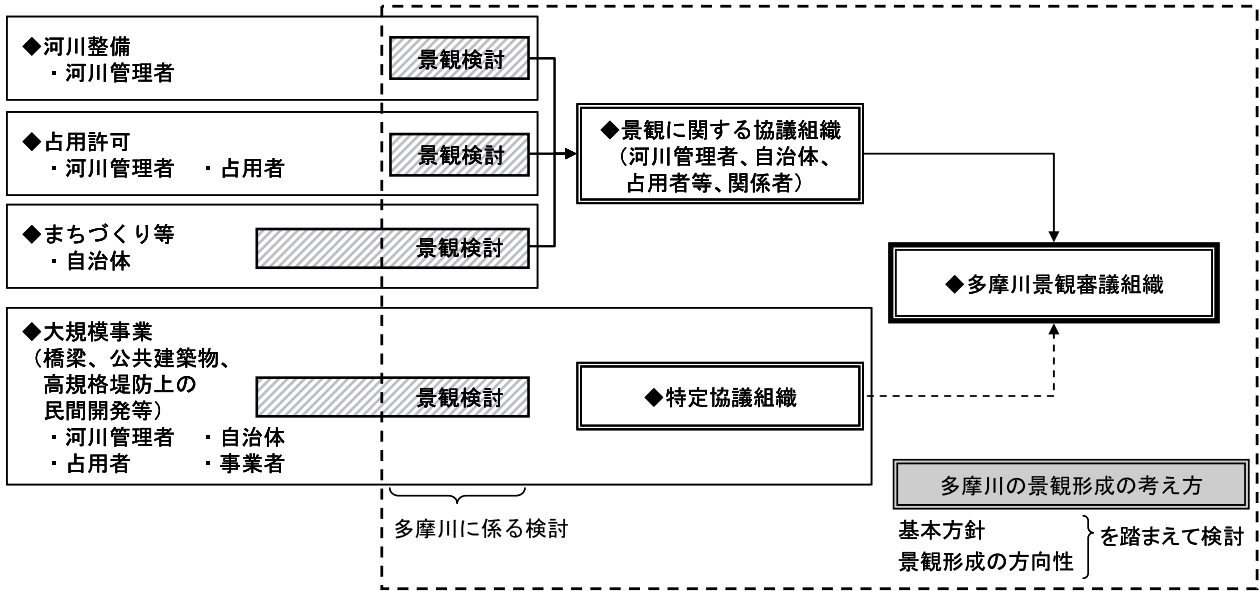


図-10 施策展開のための仕組み（案）のイメージ

5-4 施策展開についての整理

「考え方」は、今後、多摩川の河川整備や占用許可、多摩川に影響するような沿川のまちづくりなどにおける景観検討において、これを踏まえて行うことを目的として作成するものである。

検討した内容については、関係者で合意の上、具体的に実施されることが好ましい。施策を検討するための仕組み（案）を図-10に示す。

検討内容を、関係者が共有し、関係者の意見を聴取・反映するための協議の場（図-10の◆景観に関する協議組織）、さらに、ここでの協議結果を、流域の自治体、また第三者（学識経験者等）が審議する上位の場（図-10の◆多摩川景観審議組織）があることが望ましいと考える。

また、大規模事業（架橋、橋梁の架け替え、高規格堤防など）の際は、プロジェクトとして協議会（図-10の◆特定協議組織）がある可能性が高い。そのようなときは、河川管理者としてその協議会に参加する手筈を整え、もしも特定の協議会がなければ、協議会の設置を働きかけ、景観について、「考え方」を踏まえて検討してもらえよう促す必要がある。また、このような場合も、上位の協議の場を通じて関係者が情報を共有することができる。

このような組織について、景観法の枠組み（景観協議会）を活用する方法が考えられるが、沿川自治体との調整など、今後の検討課題である。

6. まとめ

本研究では、良好な河川景観の形成においては、「河川」と「まち」を一体的に捉えることがきわめて

重要であるとの認識に立ち、そのために、河川管理者、自治体、占有者等が、多摩川の景観について共通の認識・考え方を共有することを目的として、多摩川の景観形成の考え方についてとりまとめた。今後、これを元に多摩川の景観形成が推進されることを期待するのである。

7. 今後の課題

今後の課題として、以下のものが挙げられる。

- ・「考え方」に関し、流域委員会、流域協議会での検討・合意
- ・施策展開のための仕組みづくり
- ・具体的な景観検討における合意形成方法の検討

8. おわりに

本研究に際し、ご指導、ご助言を頂いた、「多摩川景観計画検討会」の委員の皆様、東京大学教授 篠原委員長、東京工業大学教授 中井委員、中央大学教授 山田委員、(株) フォルムス 田中委員に改めて感謝申し上げます。

また、ご指導、ご助言をいただいた京浜河川事務所 河川環境課の方々に厚く御礼を申し上げます。

なお、本報告における「多摩川の景観形成の考え方」（特に施策展開の考え方の部分について）は、京浜河川事務所、多摩川景観計画検討会のご指導、ご助言をいただき、報告者が作成したリバーフロント整備センター案であることを申し添えます。